

2019年度追手門学院大学科目等履修生入学志願者出願要項(秋学期)

<p>1.出願資格</p>	<p>(1) 学部科目等履修生 次の①～⑧のいずれかに該当する者で、かつ⑨に該当する者 ① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者 ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者 ③ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者 ④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者 ⑤ 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者 ⑥ 文部科学大臣の指定した者 ⑦ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者 (旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。) ⑧ 本大学における個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者 ⑨ 2019年4月1日以降、他の大学・専門学校等で学籍を有しない者</p> <p>(2) 大学院科目等履修生(修士・博士前期課程) 次の①～⑪のいずれかに該当する者で、かつ⑫に該当する者 ① 大学を卒業した者 ② 大学改革支援・学位授与機構(旧大学評価・学位授与機構)により学士の学位を授与されたもの ③ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者 ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者 ⑤ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者 ⑥ 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の承認を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る)において、修業年月が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校において履修することにより当該課程を終了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて、修業年月が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。))により、学士の学位に相当する学位を授与された者 ⑦ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者 ⑧ 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号) ⑨ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者 ⑩ 本大学院における個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者 ⑪ 2019年4月1日以降、他の大学・専門学校等で学籍を有しない者</p> <p>⑫ 2019年4月1日以降、他の大学・専門学校等で学籍を有しない者 ⑬ 大学を卒業した者 ⑭ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者 ⑮ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者 ⑯ 本大学院における個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、22歳に達した者 ⑰ 2019年4月1日以降、他の大学・専門学校等で学籍を有しない者</p>
<p>2.募集対象</p>	<p>秋学期(大学院の場合は後期)授業</p>
<p>3.履修期間</p>	<p>秋学期授業期間のみとします。ただし、秋学期の履修後、年度を超えて引き続き春学期(大学院の場合は前期)授業の履修を行うことができますが、履修を希望する場合には、あらかじめ「6.出願手続」に定める手続きが必要となります。</p>
<p>4.履修可能な授業科目および単位認定</p>	<p>(1) 当該年度に通算で履修できる単位数は、学部については30単位以内、大学院については10単位以内とします。 (2) 履修できる科目は、講義科目です。外国語、体育実技、実験、実習および演習等定員を定めている科目については、原則として履修を認めていません。なお、試験を受け合格した授業科目については、所定の単位を与えます。 (3) 教員免許状その他の法令に定める資格を取得することを目的とする者については、本大学卒業生又は本大学院修了生で、資格取得に必要な基礎資格を有する者とします。 (4) 開講科目・開講キャンパスは、2019年度時間割作成の手引きによります。ただし、科目によっては履修できない場合がありますので、事前に問い合わせてください。</p>
<p>5.願書受付期間</p>	<p>2019年8月20日(火)～8月26日(月) 受付時間:平日9:10～17:00/土曜日・日曜日は除きます なお、提出された出願書類は、いかなる事情があっても一切返付いたしません。</p>

6.出願手続	<p>次の書類を揃えて、安威キャンパス教務課または総持寺キャンパス総合オフィスへ直接持参してください。(郵送不可)</p> <p>【注意】 1.出願資格 (1)③～⑦および(2)③～⑨に該当する方は、事前に問い合わせてください。</p> <p>(1) 出願書類</p> <p>① 科目等履修生入学願(本学所定用紙) 1通</p> <p>② 履歴書(本学所定用紙) 1通</p> <p>③ 科目等履修生履修計画書(本学所定用紙) 1通</p> <p>④ 最終出身学校の卒業(見込)証明書または修了(見込)証明書および成績証明書 各1通</p> <p>* 出願前3か月以内に発行されたもの。科目等履修生継続者は不要。</p> <p>* 卒業見込者または修了見込者は、卒業後または修了後すぐに卒業証明書、修了証明書を提出すること。</p> <p>⑤ 健康調査質問票(本学所定用紙) 1通</p> <p>⑥ 写真(証明書用写真) 2枚</p> <p>* 3か月以内に証明用写真として撮影した縦3cm×横2.4cmのもの。裏面に氏名を記入。</p> <p>* 1枚は履歴書に貼付のこと。</p> <p>⑦ 審査料『振込金通知書(申込書)』</p> <p>* 15,000円(本大学卒業生・本大学院修了者、及び科目等履修生継続者は免除)</p> <p>* 『振込依頼書』にて所定の審査料を納入し、2枚目の『振込金通知書(申込書)』を出願書類として提出してください。</p> <p>* 一旦納入された審査料は、いかなる事情があっても返付いたしません。</p> <p>⑧ 外国人留学生については、在留カード及びパスポートの写し(大学でコピーをとります)。</p>
7.選考方法	書類選考により、合否を決定いたしますが、面接を実施する場合があります。
8.選考結果の通知	<p>2019年8月30日(金)に出願者全員へ選考結果を郵送いたします。</p> <p>合否について電話等による問い合わせには一切応じません。</p> <p>なお、選考結果が発送日から3～4日を過ぎても到着しない場合は、安威キャンパス教務課または総持寺キャンパス総合オフィスへ問い合わせてください。</p>
9.入学手続	<p>合格者には、入学手続書類を『合格通知書』とともに郵送いたします。</p> <p>入学手続は、履修料を期限までに一括納入し、『振込金通知書(申込書)』を安威キャンパス教務課または総持寺キャンパス総合オフィスへ提出することにより完了となります。手続きを完了した者には、『入学許可書』を郵送いたします。期限までに手続きを完了しない者には入学を許可しません。また、一旦納入された履修料は、いかなる事情があっても返付いたしません。</p> <p>(1) 履修料</p> <p>1単位につき15,000円</p> <p>[例]2単位科目の場合、15,000円/単位×2単位=30,000円となります。</p> <p>(2) 納入・手続き期限</p> <p>2019年9月6日(金)</p>
10.学生証の交付	科目等履修生としての学生証を交付します。

【問い合わせ先】

追手門学院大学安威キャンパス教務課

経済学部/経営・経済研究科:072-641-9616

経営学部/経営・経済研究科:072-641-9617

地域創造学部:072-641-9537

社会学部/現代社会文化研究科現代社会学専攻:072-641-9153

心理学部/心理学研究科:072-641-9618

国際教養学部/現代社会文化研究科国際教養学専攻:072-641-9620

追手門学院大学総持寺キャンパス総合オフィス(代表): 072-697-8150